

開示用電子情報処理組織による手続の
特例等に関する留意事項について

(電子開示手続等ガイドライン)

令和元年6月

金融庁企画市場局

【省略用語例】

このガイドラインにおいて使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
政令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
電子手続府令	開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 45 号）
開示用電子情報処理組織	法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織
電子開示手続	法第 27 条の 30 の 2 に規定する電子開示手続
任意電子開示手続	法第 27 条の 30 の 2 に規定する任意電子開示手続

このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「金融商品取引法施行令第 14 条の 11 第 2 項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成 16 年金融庁告示第 34 号）」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。

A 基本ガイドライン

1 一般的事項

（操作説明書）

- 1-1 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合には、このガイドラインの規定に留意するとともに、操作に当たっての具体的な取扱いは別途定める「操作説明書」に定めるところによるものとする。

（受付時間）

- 1-2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分までであることに留意する。

2 電子開示システム届出関係

(電子開示システム届出書の提出方法)

- 2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム届出書(電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム届出書をいう。以下同じ。)を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム届出書を提出しようとする届出者(電子手続府令第2条第1項に規定する届出者をいう。)に書面を郵送するための封筒(当該届出者の宛先を記載し、当該届出者が料金を負担するものに限る。)1枚を提出するものとする。

(添付書類)

- 2-2 電子手続府令第2条第4項の規定により電子開示システム届出書に添付する書類は、電子開示システム届出書の提出日前3月以内に取得したものに限りことに留意する。

(電子開示システム届出書を提出した場合の取扱い)

- 2-3 政令第14条の10第2項ただし書の規定により、電子開示手続に係る電子開示システム届出書を提出した者が任意電子開示手続を行おうとする場合には、当該任意電子開示手続に係る電子開示システム届出書の提出を要しないことに留意する。任意電子開示手続に係る電子開示システム届出書を提出した者が電子開示手続を行おうとする場合も同様とする。

3 開示書類等提出関係

(提出書類の容量)

- 3-1 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合において、提出しようとする電子開示手続又は任意電子開示手続に係る書類(以下「開示書類等」という。)の容量が操作説明書に定める容量を超えるときは、あらかじめ当該開示書類等を文書をもって行う場合に提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡するものとする。

(開示書類等の訂正に係る書類の提出)

- 3-3 開示用電子情報処理組織を使用して提出した開示書類等の訂正に係る書類を開示用電子情報処理組織を使用して提出する場合には、操作説明書に規定する手順により訂正事項を入力するものとする。

(秘密事項の非縦覧申請)

- 3-4 開示用電子情報処理組織を使用して法第25条第4項の規定による申請を行う場合には、あらかじめ財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、「秘密事項非縦覧申請書記載事項」、「当該申請に係る開示書類等の記載事項」及び「当該申請に係る開示書類等の

記載事項（秘密事項非縦覧対象事項を除いたもの）」を操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。

（様式の定めのない手続）

3-5 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合に、法令による様式の定めのない手続にあつては、任意の様式を作成し、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。

（署名の省略）

3-6 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行う場合において、当該提出しようとする開示書類等に添付すべき書類のうち署名を要する書類をXBRL形式又はHTML形式により作成するときには、当該署名に代えて氏名を入力することができるものとする。

（磁気ディスクの提出）

3-7 磁気ディスクの提出により電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合には、原則として、提出しようとする開示書類等を1枚の磁気ディスクに記録して提出することに留意する。

4 その他

（組込方式の有価証券届出書の開示用電子情報処理組織による提出）

4-1 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第二号の二様式若しくは第七号の二様式又は外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和47年大蔵省令第26号）第二号の二様式により作成する有価証券届出書を開示用電子情報処理組織を使用して提出する場合又は磁気ディスクにより提出する場合において、当該有価証券届出書にとじ込むこととされる書類及びその添付書類は、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。

（親子会社）

4-2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行った場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行った場合において、政令第29条の3の規定における「公衆の縦覧に供された」時点とは、開示用電子情報処理組織に記録された時点（縦覧に供される状態で記録された場合に限る。）をいうことに留意する。ただし、政令第29条の3に規定する親会社に係る記載部分が非縦覧対象である場合には、開示用電子情報処理組織に記録された時点をもって「公衆の縦覧に供された」ことにはならないことに留意する。

(大量保有報告書の非縦覧事項)

4-3 法第27条の28第3項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項(株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第36号)第一号様式「第2 提出者に関する事項」中「1 提出者(大量保有者) / 1」の「(7) 保有株券等の取得資金」の「③ 借入先の名称等」)を記載した大量保有報告書(法第27条の23第1項及び第27条の26第1項の規定による大量保有報告書をいう。)若しくは変更報告書(法第27条の25第1項及び第27条の26第2項の規定による変更報告書をいう。)又はこれらの訂正報告書(以下4-3において「大量保有報告書等」という。)を提出する場合(開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。)には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。

B 個別ガイドライン(操作説明書)

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET概要書

書類提出操作ガイド各種

提出書類ファイル仕様書

提出者別タクソノミ作成ガイドライン

報告書インスタンス作成ガイドライン

報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン

バリデーションガイドライン

平成14年6月1日 制定

平成15年6月1日 改正

平成16年6月1日 改正

平成19年10月1日 改正

平成20年3月17日 改正

平成25年8月20日 改正

平成27年5月29日 改正

平成30年1月26日 改正

令和元年6月21日 改正